

公布された規則のあらまし

租税特別措置法に基づく優良宅地認定事務施行細則の一部を改正する規則

(規則第五八号)

- 1 租税特別措置法の改正に伴い、引用条項を改めることとした。(第一条、第二条、第八条及び様式第一号、様式第三号関係)
- 2 この規則は、公布の日から施行することとした。